

梁代における仏教関係類書の 編纂と諸経中要事について

大内文雄

現在我々が見ることのできる梁代成立の類書類のものでは、経律異相一部五十卷（梁天監十五年—五一六—撰）があるのみである。しかし経典目録や僧伝類を見ると、梁一代には他にもいくつものが見られ、中には卷数の上で経律異相を遙かに凌ぐものも編纂されている。これら仏教に関係した類書の編纂については、湯用彤氏の漢魏兩晋南北朝仏教史の第十五章「南北朝釈教撰述」に、⁽⁹⁾として「訳著撰集」の項を立てて論ぜられている。湯氏も梁代が最盛期であると述べているように、実に前代未聞と言つてよい盛況であろうと思われる。

ところで、経律異相の中には諸経中要事という一書が引用されている。これまた当時の類書的なものと思われるので、梁代における仏教関係類書の編纂と関連するものとして、最後に一言しておきたい。

梁一代は崇仏皇帝とされる武帝の治世四十八年によってほぼ占められているが、また類書の編纂もこの武帝の治世下において行われている。以下、編纂時の順に述べて行きたい。

最初に法苑経百八十九卷がある。これは出三藏記集卷五に記録されている。ただし「近世所集」とあるだけで編纂年代・人名共に不明である。或いは梁代以前のものとも考えられるが、ともか

くも「悉総集群經以類相從」とあるように類書と言えるものである。

次に、天監七年（五〇八）に衆經要抄八十八卷が編纂されている。これは統高僧伝卷五僧旻伝によると、僧旻等道俗三十人が敕命を受けて編纂したものである。

ところが、この同じ天監七年に、敕命によって経律異相の原型となるべき書物が編纂されており、先と同じ僧旻等が編纂に携わっている。しかしいまだ不十分であったために、天監十五年に再度敕を下し、宝唱に経律異相五十卷を完成せしめた。以上のことは経律異相の序によって判明しているが、一方、歴代三宝紀卷十一の序を見ると、経律異相は天監七年に成立したと記されている。しかし、同じ歴代三宝紀卷十一の宝唱の著作録の中には経律異相を天監十五年の撰出としており、従つて天監七年成立の記事は、一応費長房の誤記によるものであると考えられる。

衆經要抄は、歴代三宝紀卷十一によると天監七年十一月より翌八年四月にかけて編纂されたものである。一方、経律異相の原型となるものについては天監七年とあるだけで月までは記されていないが、恐らくは、衆經要抄八十八卷が経律異相の原型であり、それがほぼ八年を経た天監十五年に経律異相五十卷として成立したのではないかと考えられる。

武帝の敕命によるものとしては、他に智威等によって普通年間（五〇一—五〇七）に編纂された義林八十卷がある。歴代三宝紀卷十一には「譬同世林」とある。武帝は大法会を設ける毎に必ずこれを覽て講論の席に臨んだと伝えられている。

義林以後は、武帝の治世下ではあるが、その皇子達が中心となつて編纂が続けられている。一つは蕭綱簡文帝による法宝聯璧(法宝集とも言う)二百卷^⑧、二つは蕭繹元帝による内典博要三十卷である。

法宝聯璧は中大通六年(五四)に編纂されたもので、歴代三宝紀卷十一にはこれを評して「有同華林遍略」と言い、武帝の命によつて徐勉等が編纂した華林遍略に比定している。法宝聯璧は、その巻数の上からも仏教関係の類書の中で最大のものといひ得よう。これに関して湘東王時代の蕭繹による序文が広弘明集卷二十に収録されている。法宝聯璧については、また統高僧伝卷三十の宝巖伝に閑説する所がある。

内典博要に関しては、仏教側の資料ではない、それも湘東王蕭繹の記室であつた虞孝敬の手に成るものとされている。しかし他の資料、例えば蕭繹の金樓子卷五・著書篇にこの書が記載されており、また梁書卷五・元帝紀等にも蕭繹の撰と記されている。恐らく蕭繹の下において虞孝敬が編纂に携つたものであらう。また歴代三宝紀卷十一にはこの書に対して「頗同皇覽類苑之流」と言い、内典博要を、中国における類書の嚆矢とされる皇覽、そして梁の劉峻が編纂した類苑に比定している。

歴代三宝紀の著孝費長房は、このように、仏教関係の類書を世林・華林遍略・皇覽・類苑等の先行し或いは時代を同じくする類書に比定しているが、このことは彼の見識を示していると共に、またこのような仏教に關係する類書の編纂が、一般社会における類書編纂の氣運に影響されながら行われていたことをも示してい

ると言えよう。またこれらの編纂は、皇帝またはそれに次ぐ権力者の命によつて行われており、そして衆經要抄の編纂には劉勰等が加わり、法宝聯璧・内典博要等は専ら在俗の知識人によつて編纂されている。こうしたことは、梁代の好字の天子、即ち武帝や簡文帝・元帝等によつて代表される知識人の仏教受容の在り方を示していると共に、それら貴族・知識人の仏教的知識を得るための簡便な参考書として、その目的のために行われた面が強いと考えられる。

しかし、また一方ではこうした敷衍による類書の他に、個人の手になるものも現われている。梁の賢明の真言要集十卷がそうであると思われる。ただ賢明その人に関しては隋の彥琮録卷三等に梁世の沙門とあるだけで、他の一切に関しては不明である。

最後に、これも類書の類と考えられる経律異相所引の諸經中要事に関して、以下多少の説明を加えておきたい。この諸經中要事から引用されているものは、経律異相の①卷十一第八諭、②卷十四第十六諭、③卷十九第二諭、④卷三十七第九諭、⑤同第十三諭⑥卷四十第六諭、⑦卷四十一第十二諭、⑧卷四十四第九諭、⑨同第三十諭、⑩卷四十五第十五諭の以上十例である。この中、①⑤⑧の三例に関してだけ若干のことが判明している。

①は、唐代に編纂された法苑珠林と諸經要集とに引用されているものに一致している。前者ではその卷五十背恩篇に、後者ではその卷八報恩部背恩縁に引用されており、この二文は全く同文である。諸經中要事に言うものとはやや相違する所がある。

⑤は、同じ経律異相の卷四十六に引用されている譬喻經に言う

ものと、また卷四十四に引用されている雑譬喻經に言うものとに、その一部分が一致している。他には法苑珠林卷五十七所引の譬喻經に言うもの、現行本旧雜譬喻經（康僧会訳とされている）卷下に言うものとも一部分が一致している。これらと比較してみると、全体に諸經中要事に言うものの方が簡略のようである。

⑧は、法苑珠林卷九十一所引の旧雜譬喻經に言うものと、また現行本旧雜譬喻經卷上に言うものとに殆ど一致している。因みに、この譬喻は仏祖統紀卷三十三・法門光顯志の持斎の条に「雑譬喻經に曰く」として引用されている。

以上によって判明することは、諸經中要事には譬喻經または旧雜譬喻經から引用してきている部分があることである。また経律異相には割注が施され、引用経論の卷数が二卷以上のものにはその卷次を明示しているが、諸經中要事にはそれが無い。従って、単巻のものではなかったかと考えられる。諸經中要事については、その撰述者・撰述年時等は一切不明である。しかし経律異相に引用されているという点から考えて、遅くとも梁代の初め頃までには成立していた類書的なもの一つではないかと思われる。

以上、頗る要領を得ぬものとなったが、諸經中要事を含めた梁代における仏教に関係した類書の編纂については、後日にその詳細を期したいと思う。

注

- ① 梁書卷四・簡文帝紀には三百卷とある。
 ② 梁書卷五・元帝紀には一百卷とある。金樓子卷五・著書篇と隋書卷三四・経籍志は共に三十卷と記す。

③ 巖之制用随状立儀、所有控引多取雜藏・百譬・異相・聯壁・観公導文・王孺懺法・梁高・沈約・徐庾・晋宋数千家、包納喉衿触興抽拔（大正五〇、七〇五頁b）

④ この二つの譬喻は共に「諸經要集に曰く」として引用されている。道世の諸經要集以前に編纂された同名のものとして、三階教の信行が著した二巻のものがある（開元釈教録卷十八・偽妄乱真録）。道世編纂の諸經要集に同名の書が引用されていることは頗る興味あることではあるが、これらの問題については、後日、別に改めて考察を加えてみたいと思う。

プラトン『テアイテトス』研究序説

——知識と感覚——

寛 武

プラトン壮年期の対話篇『テアイテトス』によって、感覚は知識たり得るかどうかについて究明してみたいと思う。ところで、この「知識と感覚」の問題は、「知識とは何であるか」という対話篇全体の課題において、いわば最初のステップに当たるものであり、この後に二つの問題（知識と「真なる思い」の問題、いま一つは、知識と「言葉を伴った真なる思い」の問題）が続くのであるが、いまは、この箇所だけを取り出しその要旨を述べたい。

当篇の対話者テアイテトスは、ソクラテスの「知識とは何であ